

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

水は、生命の源であり、豊かな緑や多様な生物を育み、私たちの生活に大きな恩恵をもたらす一方で、時としてその表情を一変させ、人知を超えた猛威を振るい、私たちの生命や財産を脅かすことがあります。

近年の気候変動に伴い激しさを増した大雨によって、全国各地で大規模な水害が発生し、本市においても、平成30年7月豪雨は、未曾有の水害となりました。

今後も、大雨の発生頻度の増加が懸念されることに加え、都市化の進展に伴う宅地化が進むなど、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させることができる土地が減少していることから、浸水被害の予防及び軽減を図るためには、総合的な浸水対策が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、市・市民・事業者がそれぞれの役割を果たし、一体となって総合的に浸水対策を推進することにより、市民が将来にわたって安心して暮らすことができるまちを実現するため、「倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例(以下、「条例」という。)」を令和4年4月に制定しました。

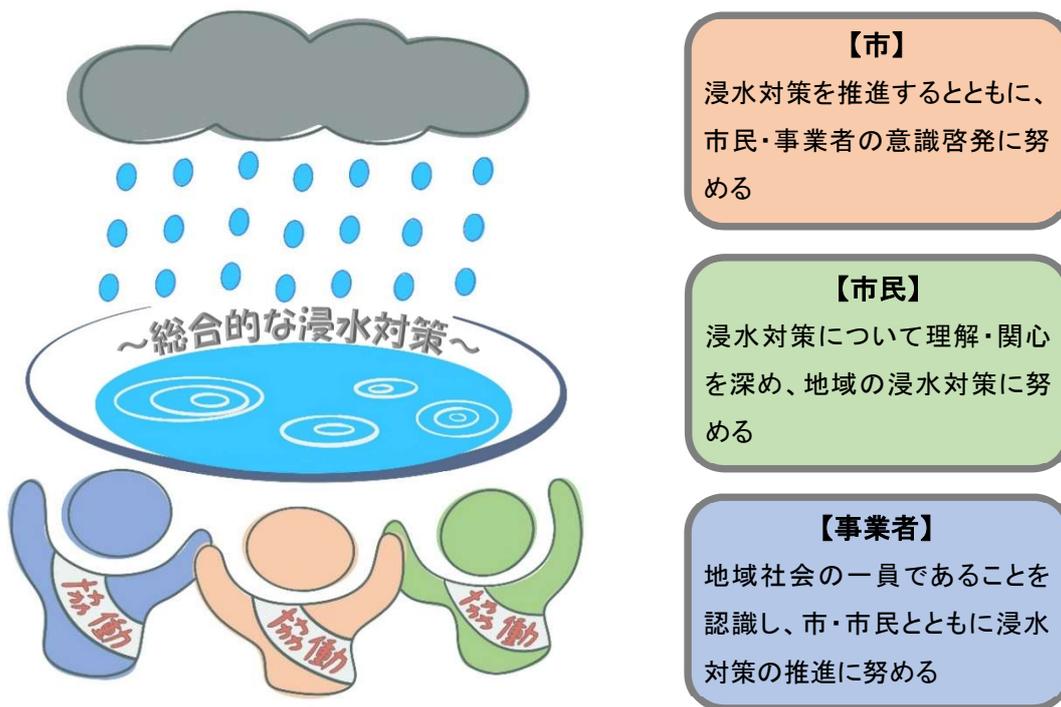


図 1.1 市・市民・事業者の協働による総合的な浸水対策

(2) 目的

倉敷市総合浸水対策基本計画(以下、「基本計画」という。)は、条例第7条に基づき、総合浸水対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、総合浸水対策に関する基本的な計画を定めるものです。

基本計画は、計画策定にあたって(第1章)から始まり、倉敷市をとりまく状況(第2章)を述べ、浸水対策の現状(第3章)を示し、総合浸水対策に関する基本方針及び基本事項(第4章)を記します。さらに、浸水対策に関する取組(第5章)では、基本方針及び基本事項に沿った具体的な取組を示すことで、自助^{*}(自分自身の身の安全を守る)、共助^{*}(地域やコミュニティなど周囲の人たちが協力して助け合う)、公助^{*}(公的機関による救助・援助)を推進し、安心して暮らすことができるまちの実現を目指します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「倉敷市第七次総合計画」及び「倉敷市国土強靱化地域計画」に適合し、「倉敷市都市計画マスタープラン」や「倉敷市地域防災計画」をはじめ、その他各政策分野における諸計画と連携・整合を図るものです。

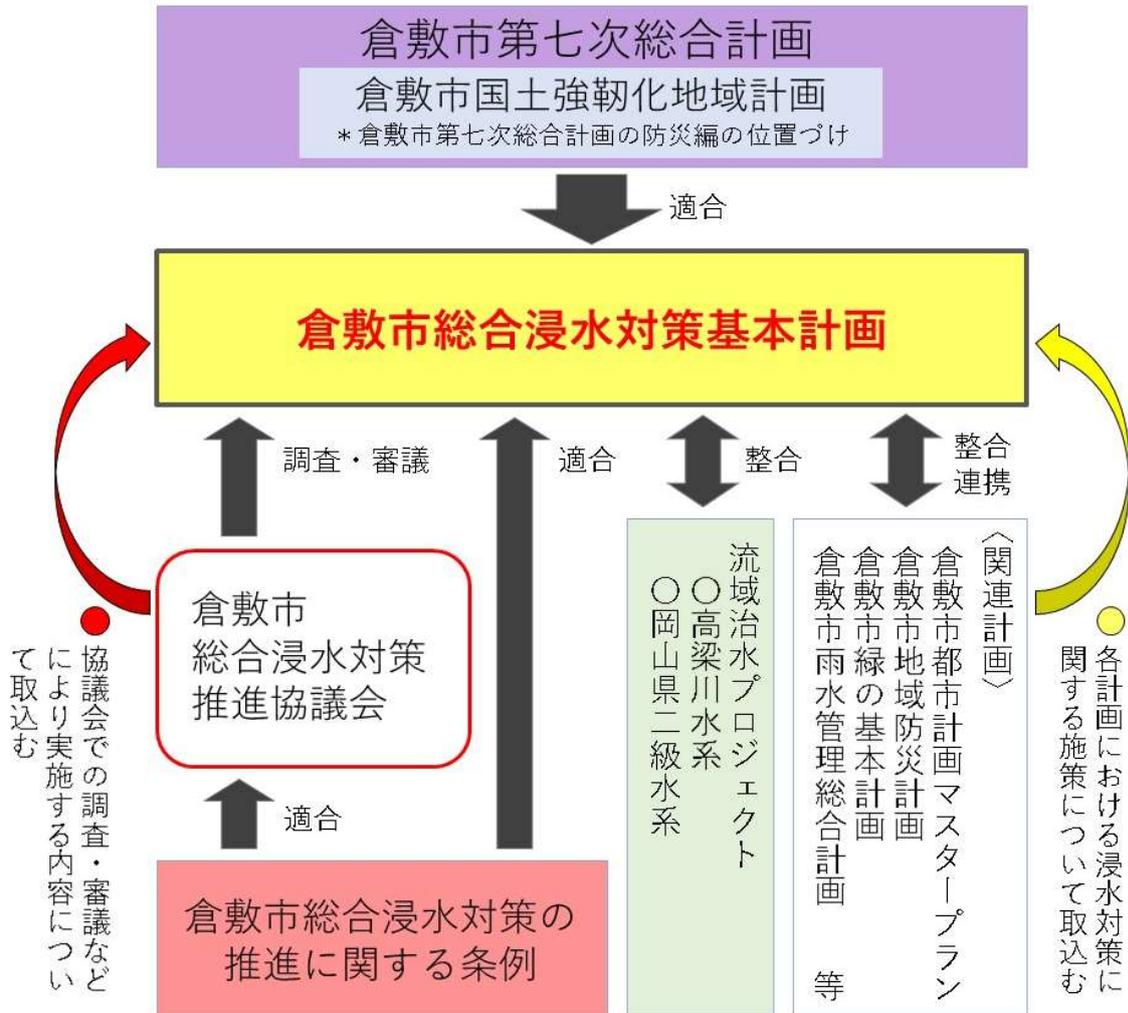


図 1.2 上位・関連計画との関連性

◆コラム 「倉敷市第七次総合計画」におけるめざすまちの姿

本市の最上位計画である「倉敷市第七次総合計画」（計画期間令和 3 年度～12 年度）では、44 項目あるめざすまちの姿のひとつとして「行政と市民、企業などが連携し、防災・減災対策や感染症対策などを積極的に進めるとともに、だれもが命を守る意識をもっている」としています。そのめざすまちの姿を実現していくために実施する市の施策として「防災・減災意識を高め、災害に強いまちをつくる」と定めています。また、めざすまちの姿を実現するにあたり、現状と課題を踏まえ、市が取組を進める基本的な方向性である基本方針に沿って、毎年度、実施計画を策定していくこととしています。

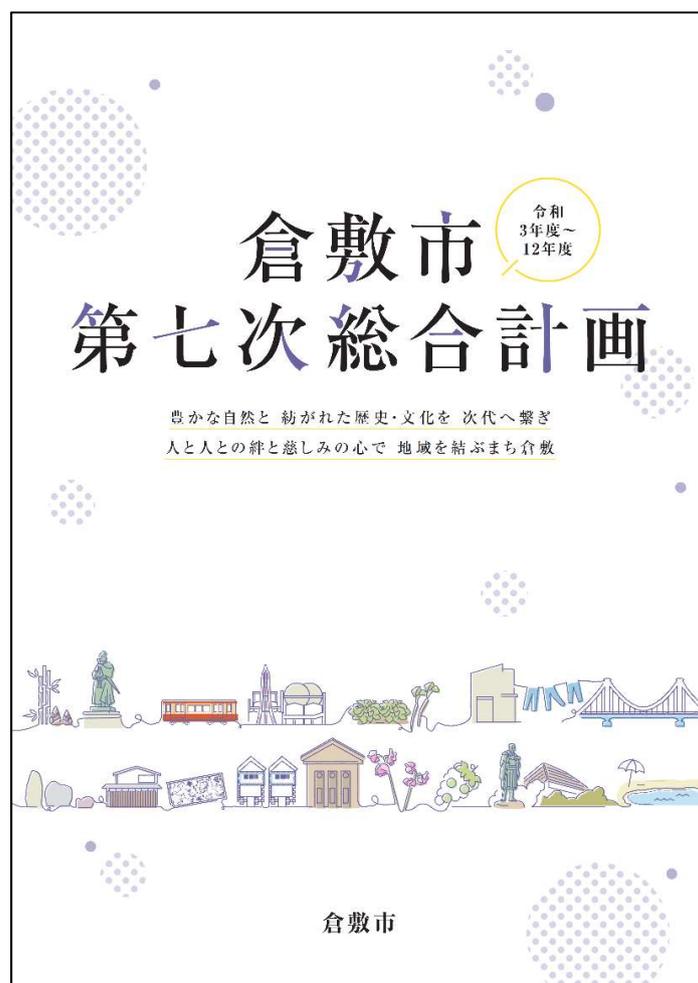
上記の市の施策「防災・減災意識を高め、災害に強いまちをつくる」に該当する SDGs[※]（持続可能な開発目標）としては

- 「3 すべての人に健康と福祉を」
- 「11 住み続けられるまちづくりを」
- 「13 気候変動に具体的な対策を」
- 「17 パートナーシップで目標を達成しよう」

となります。

次の5～6頁に「倉敷市第七次総合計画」の該当箇所を提示します。

なお、本計画は、上位計画である「倉敷市第七次総合計画」に適合し、市・市民・事業者が一体となって、安心して暮らすことができるまちの実現を目指す方針とします。



めざすまちの姿

3-5

行政と市民、企業などが連携し、防災・減災対策や感染症対策などを積極的に進めるとともに、だれもが命を守る意識をもっている

●現状と課題

現状

近年、自然災害が頻発しており、平成30年7月豪雨災害からの1日も早い復興に取り組むとともに、経験を踏まえた防災・減災対策に努めています。

全国的に浸水被害や土砂災害が頻発化する中、河川や水路等の治水・浸水対策、無電柱化、耐震化など、国や県と連携した様々な対策が求められています。

災害が発生した時に、迅速に対応できるよう、災害への備えを進めています。

緊急時には誰もがまず命を守ることが大切であり、自主防災組織を増やし、防災士と連携するなどして、防災・減災意識の向上に努めています。

災害などの緊急時には、市民などに的確に情報を提供することが、防災・減災につながります。

大規模な地震発生時に、安全・安心に人や物が輸送できる鉄道を確認するための耐震化が図られていません。

緊急時に備えた体制整備を進めていますが、新型コロナウイルスなどの新たな感染症の流行や想定を超える災害については対応に苦慮することがあるのが現状です。

今後の課題

災害時や被災後の復旧時に、行政、市民、企業との連携や協力は欠かせないため、災害時の協定や、経験を踏まえた連携の仕組みづくりなどが必要です。

小田川合流点付替え事業や堤防強化、排水機場等の長寿命化などのハード対策に加え、関係機関などと連携して、災害に強いまちづくりを進めていくことが重要です。

安心して住み続けられるまちづくりに向けて、防災拠点の整備・充実など、備えや対応を戦略的に進めていくことが重要です。

防災訓練や防災教育などを通じて、「自助」「共助」「公助」の防災理念の共有を図り、だれもが自分の命を守る意識をもつことが必要です。

総合情報防災システムを活用し、災害時に迅速・的確な情報提供をしていくことが重要です。

災害時の鉄道輸送を守るため、水島臨海鉄道、井原鉄道が行う耐震化を支援する必要があります。

新たな感染症の流行や大規模災害発生時に、市民の健康被害を最小限に抑えるための適切な対応がとれるよう、関係機関との連携を図ることが必要です。



避難所運営研修



ダンボールベッドの組み立て訓練

出典:「倉敷市第七次総合計画」

市の施策

防災・減災意識を高め、災害に強いまちをつくる



●基本方針

- ★ 平成30年7月豪雨災害からの1日も早い復興に取り組むとともに、災害での経験を踏まえ、行政と市民、企業などが連携して、将来の災害に備えるための防災・減災対策に努め、市全体の防災力の向上をめざします。
- ★ 国や県と連携し、河川や水路及び排水機場の改修や急傾斜地の対策を行うとともに、総合的な浸水対策を推進し、避難場所となる公共施設の防災機能の充実、無電柱化の推進、公共施設や住宅等建築物及び大規模盛土造成地の耐震化の推進など、災害に強いまちづくりを進めます。
- ★ 消防体制や、備蓄・配送などの防災拠点の充実を図ることで、災害発生時の的確で迅速な対応をめざし、市民が安心して住み続けられるまちづくりを進めます。
- ★ 「自助」「共助」「公助」の防災理念のもと、防災訓練や防災教育などを通じて、市民の更なる防災・減災意識や知識の向上を図ります。
市民一人ひとりが災害に備え、まずは自分の命を守る「自助」の意識を高めるとともに、近隣や地域において市民が助け合い、かつ、支え合う「共助」の取組に参加します。
- ★ 市民に防災情報を迅速かつ的確に知らせるとともに、災害時の情報を集約して的確な判断ができるように災害対応機能の充実強化を図り、防災力の向上をめざします。
- ★ 災害時における鉄道輸送の経路を維持することで、安全・安心に人や物が輸送できるまちをめざします。
- ★ 新たな感染症や、大規模災害などの緊急時に市民の健康被害が最小限に抑えられるよう、健康危機管理体制の強化を図ります。

まちづくり指標（重要業績評価指標）	現状値(R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
★ 自主防災組織カバー率	73.3%	90%	100%
★ 地区防災計画の取組件数	14件	150件	300件
★ 災害発生時のために、日頃から家族で備えをしている人の割合	58.3%	90%	100%
★ 防災訓練や防災教育の実施件数	109件	300件	500件

★は、「倉敷みらい創生戦略」(137頁～)に関連する項目です。

◆コラム「倉敷市国土強靱化計画」

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、「倉敷市国土強靱化計画」を平成29年9月に策定し、令和3年3月に見直しました。

「倉敷市国土強靱化計画」は、国・県・民間事業者などの関係者相互の連携のもと、倉敷市における強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針となるものであり、「倉敷市第七次総合計画」の防災編として位置づけるものです。

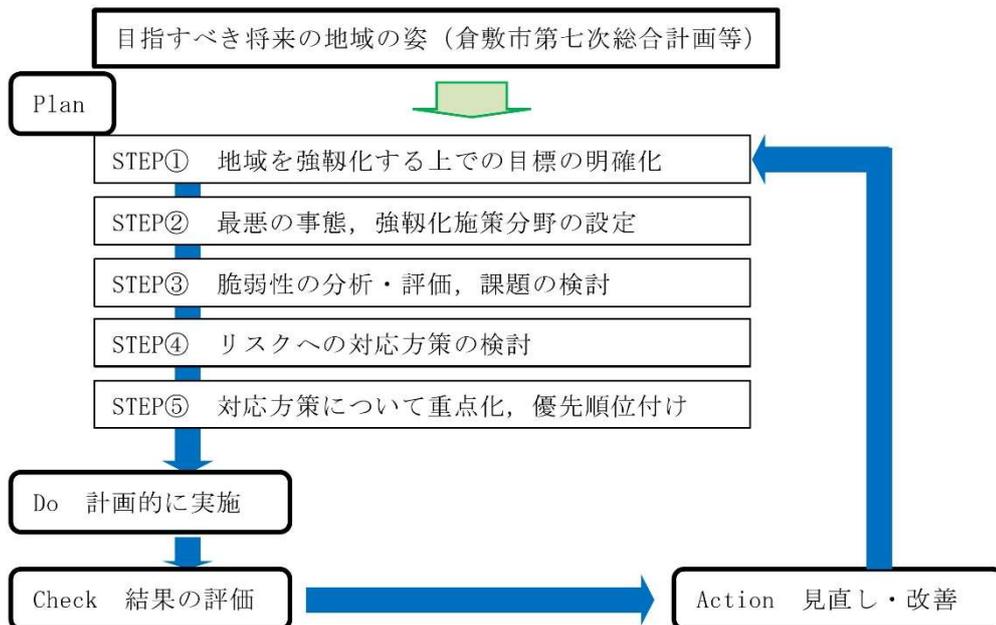
○計画期間

この計画の内容は、「国土強靱化基本計画」に準じ、市では激甚化する災害の状況を踏まえていくため、5年ごとに見直すこととします。

<計画期間> 令和3年4月から令和8年3月

○計画策定の基本方針

この計画の策定にあたっては、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用及び経済社会システムの現状のどこに問題があるのかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、脆弱と評価した部分に何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することとします。



災害からの被害を防止・軽減するためには、「氾濫をできるだけ防ぎ、被害対象となる人命・財産を減らし、残る被災対象には備え」をしておくことが重要です。こうした対策を、流域*のあらゆる関係者が連携し、自分事として備えることが「流域治水」の考え方です。

流域治水とは

住民、企業、行政、流域の あらゆる関係者が協働

流域治水とは、近年、激甚化する水災害に備えるため、流域に住むみんなが、それぞれのできることに取り組み、地域の災害を防ごうという考え方です。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・各家庭・施設で雨水タンクを設置し雨水をためる
- ・田んぼに一時的に雨水をためる(田んぼダム)
- ・雨が降る前に用水路やため池の水位を下げて雨水をためる
- ・各家庭・施設の駐車場、道路で雨水が浸透しやすい舗装を使用
- ・堤防整備・強化、河道掘削、ダム建設・再生
- ・下水道の整備、排水ポンプの整備

被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低いエリアへの住宅・施設の移転
- ・住宅・施設のかさ上げやピロティ化、建物周囲へ止水壁の設置
- ・災害リスクを考慮したまちづくりの推進(浸水対応型まちづくりなど)

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップを確認して地域の災害リスクを把握
- ・マイ・タイムラインや地区防災計画を作成して自らの行動を事前に考える
- ・水害被害に備えて事業継続計画を作成(水害BCP)
- ・防災教育や避難訓練を実施



出展: 国交省岡山河川事務所 HP